

## 統合型リゾート(IR: Integrated Resort) ～IR 推進法案及び IR 実施法案(基本的な考え方)の概要～

2014年11月

IR ビジネス・リサーチグループ リーダー  
有限責任監査法人トーマツ パートナー  
仁木一彦

※当該資料中、意見に亘る部分は著者の私見であり、著者の属する法人等のものではありません。

### I. はじめに

2013年12月、「**特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案**」(以下、「IR(Integrated Resort) 推進法案」)が国会に提出されました。2014年6月18日に衆議院内閣委員会で審議入りし、今後の国会での成立が期待されています。

また、IRの設置は、内閣官房内閣広報室より2014年6月24日に公表された「日本再興戦略 改訂2014—未来への挑戦—」の『世界に通用する魅力ある観光地域づくり、外国人旅行者の受入環境整備及び国際会議等(MICE)の誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み』において、『統合型リゾート(IR)については、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待される。』と明記される等、成長戦略の一つとしても注目を集めています。

### II. IR 推進法案の概要

IR 推進法案において、「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設と定義され、カジノの施行は民設民営が基本(「IR 実施法案に関する基本的な考え方」とされていることから、IR の設置により、我が国に新たにゲーミング(カジノ)産業が誕生します。

ゲーミング(カジノ)産業の誕生に伴い、日本においても、カジノ施設を設置している各国と同様、カジノ管理委員会が設置され、カジノ施設関係者に対しカジノ施設の設置及び運営、カジノ関連機器の製造等に係る規制を制定することで、「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元される」(IR 推進法案 第三条)ことを基本としています。

そのため、民間事業者は廉潔性、適格性等の審査を経て初めてカジノ施設の運営ができることとなり、その運営行為については厳格な規制と監視の対象となることが検討されています。

また、IR 推進法案では、「地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与する」(IR 推進法 第三条)ことを基本方針としており、地方公共団体の構想を尊重し、IR の設置がされることが規定されています。

### Ⅲ. IR 実施法案(基本的な考え方)の概要

IR 推進法案は、あくまで「特定複合観光施設区域の整備の推進」に係る法案であるため、IR 設置に必要なとなる法制上の措置(いわゆる IR 実施法案)は、IR 推進法案成立後、特定複合観光施設区域整備推進本部及び特定複合観光施設区域整備推進会議が設置され、一年以内を目途として成立するものと規定されており、日本におけるゲーミング(カジノ)産業の具体的な運用方法が整備されることになっています。

#### 【参考】IR 推進法案 第五条 (法制上の措置)

政府は、次章の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後 1 年以内を目途として講じなければならない。

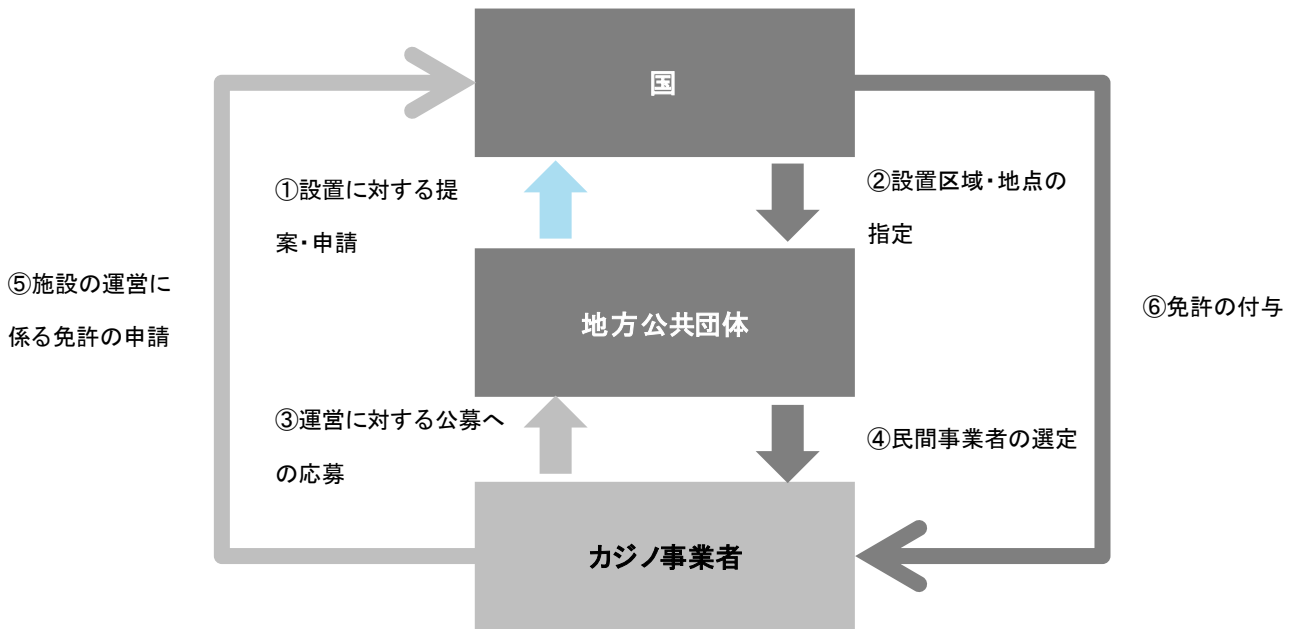
国際観光産業振興議員連盟(IR 議連)では、2013 年 11 月 12 日に「特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR 実施法案～に関する基本的な考え方(案)」(以下、「IR 実施法案(基本的な考え方)」)を公開しています。

IR 実施法案(基本的な考え方)では、「1. カジノを含む IR の実現、実施に関する基本的な考え方」「2. IR 実施法制定へ向けての基本的な考え方」「3. 社会的関心事への対応」について示されており、IR 推進法で規定されている項目に加えて、主に①IR の設置区域・地点の指定と民間事業者の選定、②カジノ管理委員会の役割、③カジノの運営等に関する事業者等への免許付与・認証、④カジノ施設の設置に伴い懸念される社会的関心事への対応について、基本的な考え方が示されています。

#### (1) IR の設置区域・地点の指定と民間事業者の選定

カジノを含む IR の設置区域・地点の指定は、「地方公共団体による提案・申請をもとに、国がこれを評価・判断し、指定する」とされています。また、「指定を受けた地方公共団体は、IR を自らの費用とリスクによって整備し、運営する民間事業者を公募により選定することを基本とする」とあり、民間企業とともに地方公共団体が主導的な役割を担うことが期待されています(図表 1 参照)。

図表 1 民間事業者選定の仕組み



出典:「特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR 実施法案～に関する基本的な考え方(案)」よりトーマツグループ IR ビジネス・リサーチグループが作成

(2) カジノ管理委員会の役割

カジノ管理委員会は、「カジノの運営等に直接的、間接的に関与する民間主体等を審査し、免許、許可、認証等を付与し、運営の監視、検査、監督、関連する違法行為の摘発等を担うことを主たる任務とする」とされており、各国規制機関と同様、カジノの運営に関する詳細規則等の制定、及び、カジノ施設で事業を行う事業者等に対する審査から運営まで監督し、当該産業の透明性を維持することが期待されています。

(3) カジノの運営等に関与する事業者等への免許付与・認証

カジノ管理委員会は、カジノを施工する民間事業者、施行に使用する関連機械・システム・器具等の製造事業者、サービス提供事業者等に対して当該事業を実施するうえでの適格要件を定め、それらを満たすことで免許を付与するとしています。免許取得の対象者は、カジノを施工する民間事業者については「民間主体の5%以上の有効議決権を保持する主要株主、経営者、主要管理職及び、直接的・間接的にゲームの運営に関与する職員」、施行に使用する関連機械・システム・器具等の製造事業者、サービス提供事業者等については、「当該企業及び関連する役職員は、企業及び個人いずれも」が対象になるとされています。また、施工に使用する機械、システ

ム、器具等は全て認証の対象とするとされており、カジノ施設内におけるゲーミング(カジノ)の事業のほとんどが規制の対象となっています。

#### (4) カジノ施設の設置に伴い懸念される社会的関心事への対応

IR 設置に伴い懸念されている暴力団組織の介入、青少年への悪影響、地域風俗環境悪化の社会的関心事について、これらの影響を最小限にするために、それぞれ入場者全員の本人確認の義務付け、カジノ管理委員会や地方警察との連携した施設内の監視が検討されています。マネーロンダリング(資金洗浄)については、現行のマネーロンダリングを防止する枠組みにカジノ施設を追加し、先進諸外国と同等の規制によって、カジノにおけるマネーロンダリングを防止することが検討されています。賭博依存症患者の増大については、依存症問題対応のための国の機関の創設等一定の社会的セーフティーネットを構築することが検討されています。

**本記事に関して、より詳細な調査資料をご希望の場合は、以下までお問い合わせください。**

IR(統合型リゾート)ビジネス・リサーチグループ

info-irbg@tohmatu.co.jp

#### 著者紹介



仁木 一彦(にき・かずひこ)  
IR ビジネス・リサーチグループ リーダー  
有限責任監査法人トーマツ パートナー

#### 【経歴】

IRビジネスに係るプロジェクトの業務責任者を複数務め、IRビジネス参入を検討する企業だけでなく、国や地方自治体に対するサポートも手がける。IRビジネスに関係の深いエンタテインメント、メディア、不動産、ホテル等でのコンサルティング業務経験を多数有する。企業の透明化・健全化に関する分野を中心に専門分野は各種規制対応、コーポレートガバナンス、内部統制、内部監査、不正対策、リスクマネジメント、コンプライアンス、CSR等。著書に『図解 ひとめでわかる内部統制 第3版』(東洋経済新報社)、『図解 ひとめでわかるリスクマネジメント 第2版』(東洋経済新報社)、『リスクマネジメントのプロセスと実務』(LexisNexis)など多数。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社である デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited